

電源開発株式会社「南愛媛第二風力発電事業（仮称）環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成28年1月12日
経済産業省
商務流通保安グループ
電力安全課

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、南愛媛第二風力発電事業（仮称）に係る環境影響評価方法書について、電源開発株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。

勧告の内容は別紙のとおり。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：愛媛県宇和島市及び愛南町
- ・原動力の種類：風力
- ・出力：最大40,800kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成26年 3月 4日
環境大臣意見受理	平成26年 4月18日
経済産業大臣意見	平成26年 5月30日

環境影響評価方法書受理	平成27年 8月11日
住民等意見の概要受理	平成27年10月19日
愛媛県知事意見受理	平成27年12月 8日
経済産業大臣勧告	平成28年 1月12日

問合せ先：電力安全課 長村、長井、笠原
電話03-3501-1742（直通）
03-3501-1511（代表）
4921（内線）

電源開発株式会社「南愛媛第二風力発電事業（仮称）環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 総論

- (1) 対象事業実施区域周辺では、既設を含め複数の風力発電事業計画が存在し、工事中及び供用後の騒音・超低周波音、景観、動植物等への影響が複合的なものになるおそれがあることから、周辺の事業計画も踏まえて調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 現段階において風力発電機等の設置場所が未確定であることから、環境影響評価に係る各調査地点の選定に当たっては、その根拠等を明らかにすること。
- (3) 環境影響評価を行う過程において、項目及び選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて選定した項目及び手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価すること。

2. 各論

(1) 騒音等について

施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音については、風向・風速や温度・湿度等の気象条件を考慮し、調査、予測及び評価すること。

(2) 水環境について

工事の実施に伴う水の濁りについては、当該地域の降雨量、土質及び地形の状況等並びに全国各地で増加している局所豪雨の状況を踏まえて予測及び評価すること。また、工事中の濁水の流入や工事後の山林面積の減少による栄養塩の流入量の変化等が河川及び海域に与える影響について明らかにすること。

(3) 風車の影について

施設の稼働に伴う風車の影については、影響が及ぶ時間の長短に関わらず人によって気になることがあるため、風力発電機の適正な配置等の検討を含めて、十分に影響が回避、低減されているかの観点から評価すること。

(4) 鳥類について

対象事業実施区域及びその周辺は、国内の猛きん類の渡りのメインルートの一つであり、毎年数千羽の通過が確認されていることから、鳥類の渡りの

ルートやねぐら等の調査・予測を行い、専門家等からの意見を聴取した上で、バードストライク等の鳥類に対する影響について評価すること。

(5) 植物について

対象事業実施区域周辺における貴重な植物の存在地域について、文献調査や専門家からの意見聴取等により事前に把握し、その存在地域の改変を最小限に抑えるとともに、作業用道路の整備等による地形変化等により、みずみちや日射量等が変わることによる影響について予測及び評価すること。

(6) 景観について

対象事業実施区域周辺は、地元自治体が整備したサイクリングコースが存在するほか、南予地域の最高峰である篠山への登山客が集まる場所であることから、これらの観光資源としての景観にも十分に配慮し、必要に応じて調査地点を追加するとともに適切に予測及び評価すること。

(7) 人と自然との触れ合い活動の場について

対象事業実施区域周辺の旧へんろ道（宿毛街道中道）については、世界遺産を目指す四国遍路のルートであることから、人と自然との触れ合い活動の場の調査地点として選定し、適切に予測及び評価すること。